

大崎市民病院医療事故の公表について（包括的公表）

平成25年4月1日～平成25年9月30日に発生した医療事故は次のとおりです。

レベル3 bまたは4 aに該当する件数

3 b	濃厚な処置や治療を要した（バイタルサインの高度変化、入院日数の延期、外来患者に入院、手術、骨折）	5件
4 a	永続的な障害や後遺症が残ったが、有意な機能障害や美容上の問題を伴わない	0件

このうち、他の医療機関の事故防止につながると考える事例を、下記のとおり掲載します。

No.	概 要	原 因	改善・対応策
1	手術のため中止すべき薬剤を、手術前日まで与薬していたため、予定手術を1週間延期した。	<ul style="list-style-type: none">・受け持ち看護師と、与薬を担当した看護師間で、情報伝達の不備があった。・中止薬剤の知識が不足していた。	<ul style="list-style-type: none">・持参薬の中止は、受け持ち看護師が責任を持って対応する。・配薬車の個人ネームの下に、中止薬を記入したテープを貼る。